

| No. | 行政活動 | | 施行時期 | 行政活動の類型 (注1) | 対象としない 根拠 (注2) | 対象としない具体的な理由 | 担当課 |
|-----|---|--|--------|-----------------------|---------------------------|---|-----------------|
| | 名称 | 概要 | | | | | |
| 1 | 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定 | 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。 | 令和5年7月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第1号,第3号,第5号 | 地方税法等の一部改正に伴い、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の特例措置（わがまち特例）が設けられ、特例割合を基準の範囲内において条例で制定する必要が生じた。また、当該特例の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定の制定及び項ずれを反映させるもので、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。 | 総務部 課税課 |
| 2 | 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定 | 戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務が追加されるため、所要の規定を整備するもの。 | 令和6年3月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第3号,第5号 | 戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務が追加されるため所要の規定の整備を行うものであり、法令の定める基準に従い条例で定めることから第2項第3号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当するため。 | 総務部 窓口サービス課 |
| 3 | 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 | 地方税法等の一部改正に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置が導入されることに伴い、所要の規定の整備を行うもの。 | 令和6年1月 | 第6条 第1項 第3号,第6号 | 第6条 第2項 第3号,第5号 | 地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置が導入されることにより、産前産後期間に係る所得割額と被保険者均等割額を減額するもので、減額については政令で定める基準に従い条例で定めることから、第2項第3号に該当するため。また、市税の賦課に関するものであることから第5号に該当するため。 | 健康こども部 国保年金課 |
| 4 | 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定 | 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、所要の改正を行うもの。 | 令和5年9月 | 第6条 第1項 第6号 | 第6条 第2項 第3号 | 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、根拠となっている法律の名称を改めるもの、また新設された崖面崩壊防止施設についての規定を追加するものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから第2項第3号に該当するため。 | 環境経済部 環境政策課 |
| 5 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更 | 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い（令和5年4月1日施行）、農業を担う者の確保・育成、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する記載事項等を追加する等の基本構想を変更するもの。 | 令和5年9月 | 第6条 第1項 第1号 | 第6条 第2項 第6号 | 農業経営基盤強化促進法及び農林水産省令に基づき、基本構想の変更手続（都道府県知事への協議、農業委員会及び農業協同組合への意見聴取、法定の公告及び公表）が行われることから、第2項第3号に準じた第6号に該当するため。 | 環境経済部 産業振興課 |
| 6 | 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定 | 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号及び第48号）」において定める対象火気設備等の内、急速充電設備について規定する内容及び同省令で定める条例制定基準の一部改正に伴い所要の整備を行うもの。 | 令和5年9月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第3号 | 対象火気設備等の種類及びその内容については、政令において総務省令で定めるものとされていること、同省令で定める条例制定基準については、消防法において市町村が従うべきとされている政令で定める基準の内、政令の委任を受けて定められているものであることから、第2項第3号に該当するため。 | 消防本部 予防課 |

| No. | 行政活動 | | 施行時期 | 行政活動の種類 (注1) | 対象としない 根拠(注2) | 対象としない具体的な理由 | 担当課 |
|-----|----------------------------|---|--------|-------------------|---------------------------|--|-----------------|
| | 名称 | 概要 | | | | | |
| 7 | 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定 | 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号)において定める蓄電池設備及び固定燃料を使用する対象火気設備等について規定する内容及び同省令で定める条例制定基準の一部改正に伴って条例の整備を行うもの。 | 令和6年1月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第3号 | 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたため四街道市火災予防条例の一部改正を行うものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから、第3号に該当するため。 | 消防本部 予防課 |
| 8 | 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 | 地方税法施行令の一部改正及び国民健康保険制度の県広域化に伴う事業納付金にあてる税収を確保するため、所要の規定の整備を行うもの。 | 令和6年4月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第5号 | 国民健康保険税の賦課限度額及び税率を改正するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。 | 健康こども部 国保年金課 |
| 9 | 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定 | 法律の一部改正に伴い、引用元となっている法律の名称を改める軽易なもの、また、認定審査手数料を新設し、併せて項ずれを修正するもの。 | 令和6年4月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第1号,第3号,第5号 | 法律の一部改正に伴い、引用元となっている法律の名称を改める軽易なもの、また、既存建築物に係る規制の合理化において、新たな認定制度が創設されたことに伴い認定審査手数料を新設し、併せて項ずれを修正するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。 | 都市部 建築課 |
| 10 | 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定 | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改に伴い、所要の整備を行うもの。 | 令和6年4月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第3号,第5号 | 地方自治法において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例で定めなければならないとあることから、第2項第3号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当するため。 | 消防本部 予防課 |
| 11 | 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 | 地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。 | 令和6年4月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第3号,第5号 | 地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。 | 健康こども部 国保年金課 |
| 12 | 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定 | 地方税法等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担を軽減するため、令和6年度分の個人住民税において、雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとされたことから、所要の改正を行うもの。 | 令和6年3月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第1号,第3号,第5号 | 市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、本規定の制定による条ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。 | 総務部 課税課 |
| 13 | 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定 | 地方税法等の一部改正に伴う、個人住民税の特別税額控除(定額減税)に係る規定の新設、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長などの所要の改正を行うもの。 | 令和6年3月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第1号,第3号,第5号 | 市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の項ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。 | 総務部 課税課 |

| No. | 行政活動 | | 施行時期 | 行政活動の種類 (注1) | 対象としない 根拠(注2) | 対象としない具体的な理由 | 担当課 |
|-----|--------------------------|---|--------|-------------------|-------------------|---|------------|
| | 名称 | 概要 | | | | | |
| 14 | 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定 | 地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る負担水準の均衡化を促進するため、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置が延長されることなどから、所要の改正を行うもの。 | 令和6年3月 | 第6条 第1項 第3号 | 第6条 第2項 第5号 | 市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の項ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。 | 総務部 課税課 |

(注1) 《行政活動の種類》

第6条第1項による区分

- 第1号 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- 第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
- 第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 第4号 この条例に基づく規則（以下「規則」という。）で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更
- 第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃
- 第6号 四街道市行政手続条例（平成9年条例第1号）第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項

上記以外の行政活動

(注2) 《対象としない根拠》

第6条第2項による区分

- 第1号 軽易なもの
- 第2号 緊急に行わなければならないもの
- 第3号 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- 第4号 市の機関内部の事務処理に関するもの
- 第5号 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 第6号 その他前各号に準ずるもの